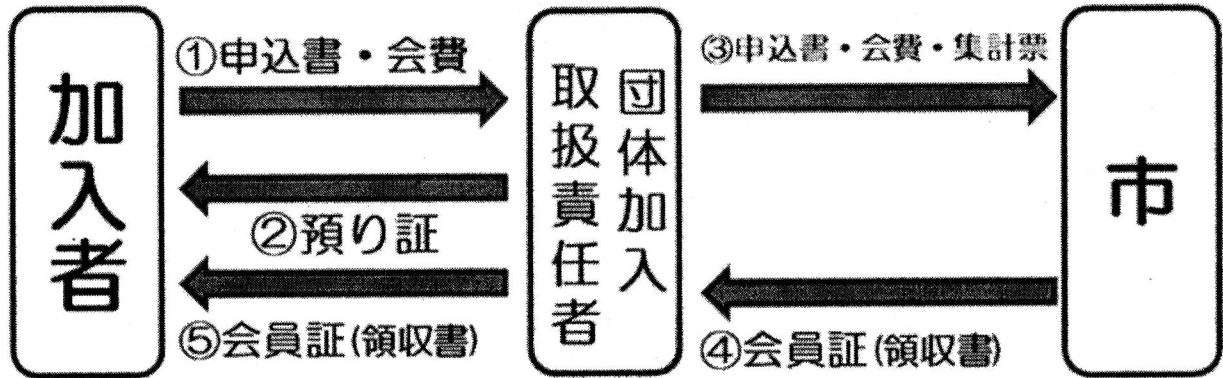


福島県市民交通災害共済 団体（町内会）加入取扱について

■ 団体加入の取り扱い

市民交通災害共済は個人加入のほか、団体(町内会等)を通して加入できます。



町内会長さん（班長さん）等が皆さまのお宅を伺い、加入申込書等を配布します。加入を希望される方は「申込書兼会員証」にご記入のうえ、加入人数分の会費を添えて担当の方にお預けください。

《 説明 》

- ① 団体加入取扱責任者（各町内会長等）が、加入者から「申込書兼会員証」（3枚とも）と会費を預かり、
- ② 会員証をお渡しするまでの一時預かりとして「預り証」を発行します。
- ③ 団体加入取扱責任者は、「申込書兼会員証」と会費を集計票により取りまとめ市（生活課）へ加入申込みをします。
- ④ 市（生活課）は、記載事項を確認し会員証(領収書)を団体加入取扱責任者へお渡しします。
- ⑤ 団体加入取扱責任者から会員証（領収書）を加入者へお渡しします。

○交通事故(自転車・バイク等の自損事故も含む)は、
速やかに警察へ届出をしてください

見舞金の請求を忘れていませんか？

お手続きに関しては生活課までお問合せ下さい

【問合せ先】 福島市役所生活課 電話 5 2 5 - 3 7 8 7

